

## 公益社団法人日本舞台音響家協会

### 受託事業に関する規程

#### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本舞台音響家協会（以下「本協会」という。）が、本協会以外の者から受託する研修、セミナー等の事業（以下、「受託事業」という。）に関する事項について、その適正かつ円滑な運用を図ることを目的として定める。

#### (実施の要件)

第2条 受託事業は、本協会の事業の遂行について有益であり、かつ、本協会の事業に著しい支障を生じないと認められるものに限り実施するものとする。実施の可否については、理事会の承認を得るものとする。

#### (契約の締結)

第3条 受託事業契約は、当該受託事業の内容、実施方法、実施期間、契約金額、契約金の支払い方法、成果の報告及び発表、契約の変更及び解約条件、その他受託事業を実施するために必要な事項を記載した契約書により締結するものとする。

#### (経費の積算等)

第4条 受託事業の経費は、当該受託事業を実施するため必要と見込まれる直接費、及び一般管理費とし、一般管理費の比率は直接費の10%とする。

#### (再委託)

第5条 本協会は、必要があるときは、受託事業契約の相手方の同意を得て、当該受託事業の一部を再委託することができるものとする。

#### (成果)

第6条 本協会は、受託事業を完了したときは、成果を受託事業契約の相手方に報告するものとする。

2 本協会の許諾なしに受託事業の成果の記録（セミナーの録音・録画・静止画等）を公表することを認めない。

#### (契約の変更及び解約)

第7条 本協会は、必要があると認めるときは、受託事業契約を変更し、又は解約すること

ができる。

2 本協会は、前項の規定により受託事業契約を変更し、又は解約したときは、変更し、又は解約した時までに本協会が支出した費用について、受託事業契約の相手方と協議するものとする。

3 本協会は、受託事業契約の相手方が、その者の都合により受託事業契約を変更し、又は解約した場合、変更し、又は解約した時までに支出した受託事業の費用の支払いを受けるものとする。この場合において、本協会に損害が生じたときは、その損害の賠償を受けるものとする。

(適用除外)

第8条 受託事業契約の相手方が、外国法人、外国人である場合又は特別な事情がある場合は、この規程の一部の適用を除外することができる。適用除外の可否は理事会において審議・決定する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議において行なう。

附 則

(その他)

1 この規程に定めるもののほか、受託事業に関し必要な事項は、理事会の定めるところによる。

(施行期日)

2 この規程は、一般社団法人日本舞台音響家協会の設立の登記の日(平成 25 年 4 月 1 日)から施行する。

3 この規程は、平成 26 年 11 月 19 日に一部を改訂する。

4 この規程は、平成 30 年 11 月 30 日に一部を改訂する。